



鳥取県公報

平成 23 年 12 月 2 日 (金)
号外第 1 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (63) (税務課) . . . 3
	鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に伴う経過措置を定める規則 (64) (〃) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に伴う経過措置を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第1条第1項第5号に掲げる規定の施行に伴い必要な経過措置を定める。

2 規則の概要

(1) 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例によることとする。

(2) 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例によることとする。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする(2)を除き、平成25年1月1日とする。

規 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年12月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第28号）附則第1条第1項第5号に掲げる規定の施行期日は、次の各号に掲げる規定ごとに当該各号に定める日とする。

- (1) 第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分に限る。） 平成23年12月 2 日
- (2) 第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。） 平成24年 2 月 2 日
- (3) 第30条第2項を削る改正規定、第64条の3の改正規定及び第66条の改正規定 平成25年 1 月 1 日
- (4) 第117条の改正規定及び第118条の改正規定 平成25年 4 月 1 日

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に伴う経過措置を定める規則をここに公布する。

平成23年12月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第64号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に伴う経過措置を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成23年鳥取県条例第28号）附則第1条第2項の規定に基づき、同条第1項第5号に掲げる規定の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(県民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係る鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第29条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年4月1日から施行する。